

《Web版》

保健室の案内



保護者の方へ

13歳から18歳は、心身ともに大きく変化する時期です。加えて、多くの方が、今までとは異なる通学時間、通学手段、学習環境、クラブ活動と、初めてのことばかりを経験していくことになります。そうした新しいことや、自分自身の変化に戸惑うことがあるかもしれません。そのような時、ちょっとした言葉や応援があると、乗り越えられるものです。保健室では、そんなお手伝いを保護者の方とともに行えたらと思っています。

この「保健室の案内」には、6年間の学校生活に必ず関係してくることが書かれています。大切に保管しておいてください。

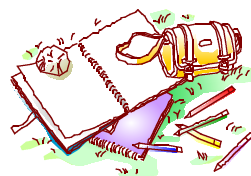


目次

保健行事について	… 2
保健室での救急時の対応	… 4
学校でケガした場合の手続について	… 6
体育を見学する時の取扱い	… 7
感染症の予防対策	… 9



【保健行事について】



1 今年度の保健関連行事

4月中旬	高校生 定期健康診断 中学生 定期健康診断
4月下旬～	中1問診及び内科診察
5月	健康診断事後処置・精密検査（対象者のみ）
6月	中3内科診察 スポーツ検診
7月	健康診断事後処置・治療勧告（健康手帳配布）
9月	健康手帳回収
10月	追加検査者への対応
3月	定期検査対象者への勧告（食物アレルギー、心臓等）

定期的に行っている事は上記の通りですが、ほかに保健調査の結果やインフルエンザの流行などによっては臨時の健康調査を行っています。保健通信の発行も適宜行います。

2 定期健康診断の検査項目紹介

	中1	中2	中3	高1	高2	高3
保健調査	◎	◎	◎	◎	◎	◎
身長・体重	◎	◎	◎	◎	◎	◎
内科診察	◎	◎	◎	◎	◎	◎
栄養状態	◎	◎	◎	◎	◎	◎
脊柱・胸郭	◎	◎	◎	◎	◎	◎
視力	◎	◎	◎	◎	◎	◎
色覚（※注）	△	△	△	△	△	△
聴力	◎		◎	◎		◎
眼・耳鼻咽喉・歯・口腔・皮膚	◎	◎	◎	◎	◎	◎
結核検査（中1～3は問診、高1はX線撮影）	◎	◎	◎	◎	○	○
心臓	◎	○	○	◎	○	○
尿	◎	◎	◎	◎	◎	◎
運動器検診	◎	◎	◎			
スポーツ整形外科による検診	○	○	○	○	○	○

◎：全員 ○：該当者のみ △：希望者

※注：色覚検査は希望者に実施しております。検査をご希望の場合は保健室にお申し出ください。

3 健康診断の事後処置について

◇ 結果のお知らせ、および治療勧告の時期◇

健康診断後の結果が緊急に治療等を要する場合には、直ちに保護者及び本人にお伝えします。それ以外の場合は、個人の健康手帳に結果を記載し、1学期末に成績表と一緒にお渡しています。結果や治療勧告に加え、学校生活の様子等も記載しております。必ず確認してください。必要な場合には、夏休みを利用して受診をお願いします。

◇ 夏休み明けの健康手帳の回収◇

2 学期始業式に健康手帳の回収をいたします。それまでに治療が終了するよう心がけてください。なお、治療の結果を健康手帳の記事欄に記入し（治療中の場合はその旨を記入）、押印の上、提出してください。

また、健康診断結果のお知らせが、単なる「家庭通知」ととどまらず、継続的な観察や支援につなげていきたいと考えています。お子さんの家庭での変化、保護者の方が気になることなどがありましたら御記入ください。その内容を参考にしながら、本人、保護者の方と接していきたいと思っています。

4 活動のいろいろ

スポーツ検診

プロスポーツ選手のように勝つことを目的とした活動をしていなくても、身体の故障や精神的な負担は生じてきます。この検診にて、生じている負担の有無、それに対する正しい対応、注意すべき体調の変化、配慮すべき環境要因などを本人とともに検討していくことをねらいとしています。

相談活動

成長期の急激な変化は、身体的にも精神的にもアンバランスな状況をひきおこします。不安定なお子さんを前に戸惑われるような場合、いつでも結構です。ご連絡ください。



【保健室での 救急時の対応】



- ◇ 学校で発生した傷病に対しては、応急処置を行い、必要に応じて保護者の方にも連絡をとり、専門医受診の手配を行う場合もあります。

保健室は、治療を行うのではなく、応急処置を行うことを目的としているため、原則として内服薬は用いておりません。朝起きた時点で既に調子が悪いようであれば、必ず手当をして登校させてください。

- ◇ 保健室のベッドは、一時間程度の休養で回復する見込みのある生徒に対して使用しています。回復する見込みのない状態、あるいは、休養後も改善がみられないようであれば早退を指示しています。



緊急に備えてのお願い

- ◇ 一人では帰宅させられないような病状の場合、保護者の方に迎えに来ていただくことがあります。日頃から、緊急時の連絡先をお子さんと確認しておいてください。

本校は、遠くから通学している生徒が多く、保護者の方に来ていただくケースは多いほうかと思えます。その点は御承知おきください。

- ◇ 緊急で病院へ行くような事態が起きた場合、「**保険証の写し**」が添付されている**健康手帳**を用いて受診の手続き、家庭への連絡を行っています。

緊急時に迅速な対応がとれるよう、保険証の更新や緊急時の連絡先の変更などがありましたら、すぐに保健室までお知らせください。

【学校管理下における災害の 手続について】

本校では、独立行政法人日本スポーツ振興センターと加入契約をしています。このことにより、学校の管理下において災害に遭い、医療を受けた場合、基準額に達していると医療費、高額療養費、装具費等が給付される**災害共済給付制度**を利用することができます。

この制度を利用するにあたり、入学者全員に加入手続きをとっていただきます。必要な共済掛け金については、下記をご参照ください。



「子ども医療費補助制度」との関係

自治体によっては、子ども医療費助成制度が定められていますが、学校管理下でケガをした場合には、こちらの制度を優先してください。

現在、医療証をお持ちでも、災害共済給付制度の対象となる場合は、医療機関窓口で健康保険の自己負担分を支払い、その後の手続きについては保健室にお問い合わせください。

1 加入時に必要な共済掛金

中学校	935 円	(保護者負担 470 円)
高校	2,165 円	(保護者負担 1,610 円)

() 内の額を学年費から徴収させていただいています。
残りの額は学校負担となります。

2 給付の対象範囲

学校の管理下とは

授業中・クラブ又はサークル活動中・学校行事（遠足・学年旅行・運動会など）

学校の教育計画に基づく課外指導中（休業中の行事・合宿・クラス旅行など）

休憩時間中および休業期間中で学校にいるとき

通学中（学校に届け出している経路を登下校のとき）

その他、学校教育に直接の原因があるような疾病（ガス中毒・熱中症・漆かぶれなど）も含まれます。

3 給付の対象金額

災害による医療費が、5,000円以上になると給付の対象となります。ただし、実際に病院へ支払う金額は、医療保険の制度により次のようになります。

$$\begin{array}{rcccl} & \text{総額医療費} & & \text{保険者 7割} & & \text{患者（生徒）負担 3割} \\ \text{(例)} & \mathbf{5,000 \text{ 円}} & = & \mathbf{3,500 \text{ 円}} & + & \mathbf{1,500 \text{ 円}} \end{array}$$

つまり、実際に病院へ支払った金額が1,500円を超えると給付の対象です。

4 実際に支給される医療費の額

実際の支給額は、医療保険の医療給付の範囲を基準とし、実際に病院に支払った額（総額医療費の10分の3）に、療養に要する費用として総額医療費の10分の1が加えられたものとなります。

$$\text{(例)} \quad 5000 \times \frac{3}{10} + 5000 \times \frac{1}{10} = 1500 + 500 = 2000 \quad \text{円}$$

災害の発生状況や、症状によって給付額が異なる場合もあります。

5 申請の手続について

該当するようなケガ、病気で医療を受けた場合、速やかに担任・顧問・保健室に連絡してください。手続に必要な書類を保健室で交付します。なお、不明な点は保健室にお問い合わせください。

※ 詳しくは、日本スポーツ振興センターの学校安全WEB「災害共済給付」をご覧ください。

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/102/Default.aspx>

【体育を見学する時の取扱い】

- ◇ 登校前、既に体調が悪いような時は、体育の担当教員あてに**体育見学届**（特に書式なし）をお書きください。
体育ができるかどうか判断しにくい場合でも念のため**体育見学届**を持たせるようにしてください。

なお、登校後に体調が悪くなった場合は、本人の状態により制限する必要がある場合は、保健室で体育見学届けを作成します。

<長期に体育見学をする場合>

- ◇ 骨折や療養のために一ヶ月以上体育ができない場合や種目によって制限が必要となることがあります。その際、治療方針・運動制限の内容・学校での注意事項を教えてください。長期に体育を見学する必要が生じた場合、保健室にご連絡ください。

保健室では、右にあるような病状報告書（見本）を用意しています。
この病状報告書は、

- ① 本人が患部の状態を十分理解し、制限を守りながら早期快復につなげられるようにする。
- ② 体育の授業およびその他の学校生活において負担がかかりすぎないように周囲の理解・協力を得る。

等、回復するまでの期間をサポートしていくためのものです。

- ※ 体育を見学するときの取扱いについては、入学後の体育・格技の授業にて詳しい説明があります。



<長期体育見学証明書・見本>

病状報告書

※提出者記入

中・高 年 組 番 氏名 _____

----- (医師記入欄) -----

登校許可日 (月 日) から登校可

病名 (症状)

現在の運動許可範囲 (○で示してください。)

体 育 (すべて見学 制限付きで出席可 運動制限特になし)
格 技 (すべて見学 制限付きで出席可 運動制限特になし)
ク ラ ブ (すべて見学 制限付きで出席可 運動制限特になし)

*制限がある場合、その内容を具体的に御指示ください。

例：マラソン禁止、タックル禁止、ランニングは可など

()

学校生活で注意すべき点 (学校側で配慮すべき点などあれば)

※この制限は登校後 () 日間程度の見込みとし、
完治には () 日間を要す。

次回受診予定日 月 日

年 月 日 医療機関名

医師名

印

※提出者記入

担任 ()

体育担当教員 () () ()

格技担当教員 ()

クラブ顧問 ()

【感染症の予防対策】

学校で特に予防すべき感染症があります。これらの病気については、集団発生を防ぐため、出席を停止させるという措置が学校保健安全法に定められています。

＜学校において予防すべき感染症＞

第1種… エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、特定感染症、指定感染症

第2種… インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）
流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核
髄膜炎菌性髄膜炎

第3種… コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※新型コロナウイルス感染症については、現在（2021年2月現在）「指定感染症」とされています。

1 病気別の出席停止期間の基準

	病名	出席停止期間の基準
第1種	上記参照	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後（発熱した翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	} 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	上記参照	

2 出席停止の手続について

前述の病気が疑われる場合、早期回復と集団感染を防ぐため、病院で診断・治療を受け、しっかり療養してください。医師から登校の許可が出た時点で登校可能となりますが、学校にでてくる際、保護者記入による「**治癒報告書**」が必要です。

実際の手続については以下の通りです。

- ① 病院に行き、医師の診断を受ける。
- ② 通常の欠席届同様、学校へ欠席の連絡を入れる。
- ③ 医師の登校許可がでるまで療養する。
- ③ 症状が改善し、登校許可がでた時点で保護者が医師から説明された診断名、出席停止期間等を記入し、登校時に保健室に直接提出する。

※保健室にて、回復状態、休んだ日数、時間等の確認を行います。

※治癒報告書

「治癒報告書」は、学園ホームページよりダウンロードが可能です。保健室にも報告書の用意はあります。

また、病院で所定の用紙を用意してあるところも多いようです。そちらの用紙を提出いただいても結構です。受診の際、医師にお尋ねください。

3 学級閉鎖について

感染症の集団発生や流行の長期化が考えられる場合、欠席者の多いクラスから健康調査を行います。病状の把握や出席者の健康状態を観察した上で学級閉鎖もしくは学年閉鎖等を行うことがあります。実施の際には担任および保健室から期間や注意事項などをお知らせします。



以上が6年間を通じての、おもな保健行事や諸手続についての説明となります。適宜、保健通信や健康手帳を通し、成長の様子や健康問題等の情報提供を行っていきたいと思いますので、そちらも御覧ください。

また、ご案内した内容の他に、気になる点や疑問点がございましたら、お気軽に保健室までご連絡ください。

